

双葉町心の復興事業補助金実施要綱

令和３年７月５日

双葉町 復興推進課

第１ 通則

双葉町心の復興事業補助金（以下「補助金」という）は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付については、双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和３年３月３０日訓令第４号）、双葉町補助金交付要綱（昭和４１年３月２０日告示第５号）、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和４１年３月２０日規則第４号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第２ 目的

補助金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が人と人とのつながりを作り、生きがいを持って生活できるよう、心の復興に関する事業の実施に必要な支援を行うことにより、被災者の心の復興、ひいては双葉町の復興につなげることを目的とする。

第３ 定義

心の復興に関する事業（法律又は予算制度に基づき別途国や都道府県の負担又は補助を得て実施するものを除く。）は、第２に規定する目的を達成するため、双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和３年３月３０日訓令第４号）第３条に定める補助対象事業に関し、第４に定めるところにより、第４の１に規定する事業概要の作成主体が作成した心の復興に関する事業及びその他の取組に関する計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業をいう。

第４ 事業概要書の作成及び提出

１ 事業概要の作成主体

双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和３年３月３０日訓令第４号）第３条に規定する補助対象事業（下記）の実施主体となることができる者（同第２条に規定。以下、「事業実施者」という）は事業概要書を作成する。

- （１） 地域コミュニティの再生及び新たな構築に向けた事業
- （２） 町民の心のケアや生きがいづくりに向けた事業
- （３） 震災の風化防止や地域活性化に向けた事業
- （４） その他、町長が認める事業

2 対象地域

事業概要書の作成対象となる地域は、双葉町内、災害公営住宅等の双葉町民避難先地域とする。ただし、町長が必要であると認めた場合には、この限りでない。

3 事業概要書の提出

補助金を充てて心の復興に関する事業を実施しようとする事業実施者は、別表1に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書及び必要な添付書類を作成し、これを町長に提出しなければならない。

4 事業概要書に位置付ける事業に関する留意事項

事業実施者は、事業概要書を作成するに当たり、被災者の心の復興のために真に必要かつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

5 事業概要書の変更

事業実施者は、作成した事業概要書について、変更を行う場合には、速やかに、変更後の事業概要書を町長に提出しなければならない。（軽微な変更を除く。）

第5 配分計画の作成

町長は、事業実施者から事業概要書の提出を受けた場合には、各事業の必要性、効率性、事業実施の確実性等を勘案し、配分計画を作成する。

第6 交付可能額の通知

町長は、事業概要書を提出した事業実施者に対し、第5で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第7 交付申請

第6により交付可能額の通知を受けた事業実施者は、双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和3年3月30日訓令第4号）、双葉町補助金交付要綱（昭和41年3月20日告示第5号）、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年3月20日規則第4号）等に基づき、補助金交付申請書（第1号様式）、収支予算書（第2号様式）、事業計画書（第3号様式）、双葉町心の復興事業計画書（様式第1号。※第3に規定する事業計画と同義）及びその他必要に応じた書類を添えて、町長に対して交付申請を行うものとする。

なお、事業実施者が複数の事業概要書に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第 8 交付可能額通知後の事業計画の変更

事業実施者は、事業計画書を町長に提出し交付可能額の通知を受けた後、事業計画の変更が必要な場合には、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した事業計画を第 4 号様式に添えて、町長に提出するものとする。

第 9 実績報告

事業実施者は、事業計画書に記載された事業完了日後 15 日以内に、第 9 号様式にて、実績報告書を町長に提出することとする。

第 10 必要事項の報告及び資料の提出

町長は、事業実施者に対し、双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 30 日訓令第 4 号）、双葉町補助金交付要綱（昭和 41 年 3 月 20 日告示第 5 号）、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和 41 年 3 月 20 日規則第 4 号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 11 事業実施者への支援

双葉町復興推進課は、事業実施者に対し、事業計画や必要書類の作成に関して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第 12 その他

その他補助金事業の要件、交付手続き、経理その他の必要な事項については、双葉町心の復興事業補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 30 日訓令第 4 号）、双葉町補助金交付要綱（昭和 41 年 3 月 20 日告示第 5 号）、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和 41 年 3 月 20 日規則第 4 号）等に定めるところによる。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

<別表 1> 必要書類一覧

ステップ	提出が必要な書類（様式）
1. 事業概要の提出	・事業概要書（pptx 形式のフォーマットを用いて作成） ・補助事業者等概要書（様式第 2 号）
2. 交付申請	・交付申請書（第 1 号様式） ・収支予算書（第 2 号様式） ・事業計画書（第 3 号様式） ・双葉町心の復興事業計画書（様式第 1 号）
3. 実績報告	・実績報告書（第 9 号様式） ・事業実績書（第 3 号様式） ・収支精算書（第 10 号様式） ・その他必要に応じた書類
4. 補助金の請求	・補助金交付請求書（第 11 号様式）

※「第○号様式」と「様式第○号」がそれぞれございますのでご注意ください。